

# MIO PRESS

LAW  
OFFICE  
新年号

OSAKA / KYOTO / KOBE 2019.01/vol.05

今号のみお人

弁護士

## 倉田 壮介

Sousuke Kurata

【特集】

## 「新春・座談会」

～「みお」はいつでも、あなたの味方になります～

【連載】

倉田・北名弁護士の  
刑事事件入門

【法律コラム】

知らないと怖い  
法律の話

【連載】

知つ得! 交通事故



【支店便り】  
みお神戸が注力する  
AI・IoT法務のご紹介

【リレー式コラム】  
事務局通信

【リガサポ!】  
「固定残業代」について

今号のみお人

あけましておめでとうございます  
本年もよろしくお願いいたします

さて、近年になって法律を巡る環境にも  
ようやくIT化の波が押し寄せていました。  
平成30年3月には民事裁判のIT化につ  
いて、政府の有識者検討会が完全ペーパレス  
化を目指すとする提言を取りまとめまし  
たが、裁判所外でも、インターネット上で契  
約を締結できる民間のサービスが広まって  
きたり、厚生労働省が労働者に書面で交付  
する定めていた労働条件の通知方法を電  
子メールなども可能にするよう規制を緩  
和するなどのニュースが入ってきたりしてい  
ます。IT化、ペーパレス化は今後もどんどん進むでしょう。

書面の電子データ化については、省スペース  
化、検索性の向上等明らかなメリットが  
ある一方で、手で書き込むことができない、  
一覧性に乏しいなどのデメリットから敬遠  
されている方もいらっしゃるのではないかと  
思います。筆者も当初はそのように思っていましたが、前者については、スタイルスパン  
付きのタブレット端末を使用するようにな  
ってから筆者はiPad Proの12.9インチ  
を使用しています)かなり考えが変わりま  
した。これだけ紙に書くのと遙かなく自由  
に手で書けるようになると、ペーパレス化  
のデメリットを感じる人も相当減るのではないかと  
思いますよ。(弁護士倉田壮介)

弁護士法人みお総合法律事務所／お問合せ・ご相談は「通話料無料」 0120-7867-30 受付時間(月～土曜日)9:00～17:30

みお 法律

## 勉強会のご案内

企業や使用者が日々直面する労務問題について事例に基づいた対応策の解説など情報を発信することで、顧問先企業様のお悩みや社会保険労務士の先生方の業務にお役に立てるとの思いから、当事務所では2017年11月から、顧問先企業様、社会保険労務士の先生方を対象にした連続勉強会を開催してまいりました。ご参加いただきました顧問先企業様、社会保険労務士の先生方からご好評いただきましたので、本年も引き続き勉強会を開催させていただきます。みなさまのご参加お待ちしております。



### 顧問先企業様向け勉強会

2019年1月16日(水) 16時～18時(大阪事務所)

#### 「クレーム対応」

クレーム対応は初動が肝心です。悪質なクレームの対処方法、「炎上」を防止するにはどうすればいいか、解説します。



担当講師

弁護士

吉山 晋市

Shin-ichi Yoshiyama

### 社会保険労務士様向け勉強会

2019年2月7日(木) 16時～18時(大阪事務所)

#### 「外国人労働者」

人手不足により外国人労働者の雇用を検討する企業も増加しています。外国人労働者を雇用する際の注意点について解説します。



担当講師

弁護士

石田 優一

Yuichi Ishida

大阪・京都・神戸  
弁護士法人みお総合法律事務所  
大阪弁護士会所属 代表弁護士／澤田 有紀・伊藤 勝彦

お問い合わせ・ご相談は  
**0120-7867-30**  
通話料無料

受付時間(月～土) / 9:00～17:30 [携帯電話からも通話無料] | みお 法律

【業務分野】交通事故／遺産相続／離婚問題／債務整理／顧問契約・会社法務／その他

大阪事務所 OSAKA 京都駅前事務所 KYOTO 神戸支店 KOBE

〒530-8501 大阪市北区梅田3丁目1番3号 〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町  
ノースゲートビル オフィス14階 735-1 京阪京都ビル4階  
TEL:06-6348-3055 FAX:06-6348-3056 TEL:075-353-9901 FAX:075-353-9911  
執務時間:月～金曜日 / 9:00～20:00 执務時間:月～土曜日 / 9:30～18:00  
土曜日 / 10:00～18:00 受付時間:月～土曜日 / 9:00～17:30  
受付時間:月～土曜日 / 9:00～17:30

アンケートにご協力いただいた方の中  
から抽選で30名様に「みお総合法律事  
務所」オリジナルクオカード(500円相当)  
と澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)  
をセットでプレゼントいたします。

●プレゼント応募締切 /  
2019年3月31日(日)※当日消印有効



\*書籍は複数できません。  
\*抽選の結果は発送をもってかえさせていただきます。  
\*アンケートの内容は、匿名で掲載させていただく場合があります。

Q.1 面白かった・役に立った記事はどれですか(複数可)

- 今号のみお人(表紙)  特集「新春・座談会」  
 刑事事件入門  支店便り  知らないと怖い法律の話  
 知つ得! 交通事故  リガサポ!  事務局通信  
 企業法務

Q.2 興味のある分野・特集してほしい分野はどれですか(複数可)

- 交通事故  相続問題  離婚(男女)問題  
 借金問題  労働問題  刑事事件  
 不動産問題(賃貸借・建築・共有関係・その他)  
 知つ得! 交通事故  リガサポ!  その他( )

Q.3 法律問題でお困りの事・日々疑問に思う法律問題など

Q.4 みお総合法律事務所へのご意見・メッセージなど

アンケートにご協力いただきありがとうございました。



労働法、労働契約法、労働者派遣法を改正する法律の通称です。アスコニでも大きく取り上げられ、是非が問われる部分や、評価の分かれる部分もありますが、雇用者・被雇用者いずれの側にも大きな影響があり、特に雇用者側の対策は不可欠です。

澤田 法律が改正されると、知らなくて損をしたり、知らなかつたでは済まなくて大事になります。情報の重要性を改めて痛感しますね。

#### 積極的に情報発信をして行きます

吉山 「みおプレス」は、当事務所の創業15周年を記念して創刊しましたが、「みお」は創業当初から「法律や弁護士をもっと身近な存在に」を理念に活動を続けてきました。法律や弁護士を身近な存在にするためには、私達が積極的に情報発信をすることが必要です。暮らしと法律は切つても切れない間柄にありますし、弁護士は、問題が起きたとき、法律の力をを使ってスマートな解決のお手伝いをする存在です。

羽賀 「みお」では、情報発信の手段として、ホームページに色々な情報を掲載しています。さらに、色々な法律問題についての出張相談会や説明会、セミナーを開催して、色々な場所や方法で積極的に情報発信を行ってきました。これは、「みお」の大きな特色であり、強みだと思っています。これまでこの業界が行ってきた様な告知方法では、本当に困っている方にアプローチできませんとの思いから、新聞・TV・ラジオなどメディアを通じて、幅広い層の方々に、法



弁護士 羽賀 倫樹 × 弁護士 澤田 有紀 × 弁護士 伊藤 勝彦 × 弁護士 吉山 晋市

# 新春・座談会

～「みお」はいつでも、あなたの味方になります～

## 特集

Special Feature

「みおプレス」の2度目の新春号をお届けするにあたり、澤田、伊藤、吉山、羽賀の4人の弁護士が、これから取り組んで行ったことや課題、弁護士としての姿勢などについて語り合いました。

吉山 「みおプレス」をお読みくださっています。平成が終わり、新しい元号がスタートしますが、本年が皆様にとって良いお年になりますよう、お祈り申し上げます。

澤田 新年あけましておめでとうございます。

伊藤 新年あけましておめでとうございます。法律の力でみなさまのお役に立てるよう、さらに努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

吉山 「みおプレス」をお読みくださいる皆様、新年あけましておめでとうございます。今年も「みお総合法律事務所」をどうぞよろしくお願ひいたします。

吉山 「みおプレス」をお読みくださいる皆様、新年あけましておめでとうございます。法律の力でみなさまのお役に立てるよう、さらに努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

2つの法案が順次施行されます。

羽賀 昨年6月に「働き方改革関連法案」、7月に「相続法の改正案」が通りましたから、いよいよ今年は施行年の年ですね。

澤田 相続法は約40年ぶりの改正で、配偶者居住権の設定や介護貢献度の評価など、画期的とも言える項目が盛り込まれています。過去にトラブルの原因になっていた問題を解決しようという方向で遺産相続の実情に配慮したものと言えます。が、せっかく改正されても、正確な内容を知っていないと、権利を主張できず泣き寝入りすることになりかねません。

吉山 「働き方改革関連法案」は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム法

羽賀 あけましておめでとうございます。今年も初心を忘れず、ご依頼くださった方の為に全力を尽くして行きたいと思います。

吉山 いよいよ平成が終わりますが、今年は、2018年に可決成立した、身近な

羽賀 あけましておめでとうございます。今年も初心を忘れず、ご依頼くださった方の為に全力を尽くして行きたいと思います。

吉山 いよいよ平成が終わますが、今年は、2018年に可決成立した、身近な

羽賀 あけましておめでとうございます。

吉山 いよいよ平成が終わりますが、今年は、2018年に可決成立した、身近な

羽賀 あけましておめでとうございます。今年も初心を忘れず、ご依頼くださった方の為に全力を尽くして行きたいと思います。

吉山 いよいよ平成が終わますが、今年は、2018年に可決成立した、身近な

羽賀 あけましておめでとうございます。今年も初心を忘れず、ご依頼くださった方の為に全力を尽くして行きたいと思います。

吉山 いよいよ平成が終わますが、今年は、2018年に可決成立した、身近な

羽賀 あけましておめでとうございます。今年も初心を忘れず、ご依頼くださった方の為に全力を尽くして行きたいと思います。

吉山 いよいよ平成が終わますが、今年は、2018年に可決成立した、身近な

羽賀 あけましておめでとうございます。今年も初心を忘れず、ご依頼くださった方の為に全力を尽くして行きたいと思います。

吉山 他の法律事務所と「みお」の違いは、どんなところにあるとお考えですか？

澤田 「みお」が他の事務所と違うところは、こ相談や問題解決の手続きを「サービス業」として捉え、弁護士をはじめとするスタッフ全員が、依頼者の方の問題解決に取り組む姿勢だと思います。設立から16年が経過する中で、規模も拡大し、個人から法人まで、多くの案件を解決に導いてきた経験やノウハウが蓄積されて、依頼者の方の最高の利益を追求する体制を整えてきました。







## 支店便り

弁護士法人みお 神戸支店



弁護士  
石田 優一  
Yuichi Ishida

# AI Artificial Intelligence

# IoT Internet of Things

## みお神戸が注力する

エー アイ アイ オー ティー

# AI・IoT法務のご紹介

**みお神戸がいま注力している  
分野「A-IoT法務」**

「みお神戸」では、2018年春から、A-IoT法務のサービス展開を始めました。「A-IoT」という言葉は、テレビや新聞などによく目にすることになりました。が、「法務」とどのように関連するのか、多くの方が疑問を持たれることと思います。

今回は、そもそもA-IoT法務とは何か、そして、なぜ、神戸からサービス展開をスタートしたのかについて、ご紹介したいと思います。

### 神戸のいま

2018年は、「神戸港開港150周年」という、神戸にとって歴史的な年でした。神戸は、1868年(慶應3年)の神戸港開港以来、世界に開かれた港町として発展を遂げました。古くから、鉄鋼・造船などの産業を支える高度なものづくり技術をもった中小企業が数多くあり、これらの企業が、神戸の産業を支えてきました。

神戸はいま、IT分野の若手起業家の支援に力を入れています。アメリカのシリコンバレーとの交流支援や、アフリカのルワンダとのIT分野での経済連携など、世界に開かれた港町らしい独自の取組みによって、「若者に選ばれるまち」を目指しています。

これからはA-IoTの時代

界に開かれた港町らしい独自の取組みによって、「若者に選ばれるまち」を目指しています。

A-IoTにおいて、最近特に注目されているのが、「A-IoT」です。A-IoTは今後、私たちの日常生活にとって欠かせない存在になるといわれています。IT分野の若手起業家からも、A-IoTの分野は「注目の的」です。

### A-IoTとは?

A-IoTは、「Artificial Intelligence」つまり、「人工知能」の略語です。人工知能について簡単にいえば、パソコンに、色々なことを認識させたり、判断させたりと、まるで「人間の脳」のようになるとをやさよういう技術のことです。

A-IoTは、「ディープラーニング」という技術によって、飛躍的に進歩しています。ディープラーニングは、人間の脳内にあるニューロンと似た仕組みをコンピュータ上で再現して、コンピュータに自分で学習をする技術のことです。例えば、グーグルの自動翻訳やフェイスブックの自動タグ付け機能などは、このような技術を応用したものですね。

最近では、顔色を見て相手の感情を判断するA-IoTや、人と自由に会話をするA-IoTの研究も進められています。今えもんの世界のように、人間とロボットが友だちになれる時代も、決して遠い未来ではないかもしれません。

### IoTとは?

IoTとは、「Internet of Things」つまり「モノのインターネット」の略語で、世の中の様々なモノをネットワークでつなぐ技術のことです。スピーカーに話しかけたら、自動で家電のスイッチを入れてくれたり、知りたいことを教えてくれたりするCMがありましたが、あれも、IoTの技術の一つです。照明、空調、テレビ、その他、家の 中にある様々なモノをネットワークにつながります。

また、車の運転や病気の診断など、A-IoTが私たちの日常生活にかかわりを持つようになります。実際、アメリカでは、自動運転の試験走行をしていて交通事故が起きてしまった例があります。

他にも、IoTで集めたデータの取扱いの問題や、知的財産の問題など、A-IoTには、様々な法律問題があります。

IoTとは、コンピュータで管理する「スマートホーム」が、すでに実用化しています。

IoTの技術は、工場での生産管理や農業の自動化など、産業面でも様々な分野に応用されています。また、最近話題になっている「自動運転」も、IoTの技術の一つです。

### A-IoT法務とは?

IoTは、Internet of Things、つまり「モノのインターネット」の略語で、世の中の様々なモノをネットワークでつなぐ技術のことです。スピーカーに話しかけたら、自動で家電のスイッチを入れてくれたり、知りたいことを教えてくれたりするCMがありました。あれも、IoTの技術の一つです。照明、空調、テレビ、その他、家の 中にある様々なモノをネットワークにつながります。

また、車の運転や病気の診断など、A-IoTが私たちの日常生活にかかわりを持つようになります。実際、アメリカでは、自動運転の試験走行をしていて交通事故が起きてしまった例があります。

他にも、IoTで集めたデータの取扱いの問題や、知的財産の問題など、A-IoTには、様々な法律問題があります。

IoT法務を取り扱うには、法律の世界を現実のものにする「夢の技術」です。ただ一方で、A-IoTの技術が普及することで、今後様々な法律問題が起きるのではないかと懸念されています。

例えば、IoTは、様々なモノをネットワークにつないでしまうので、いわゆるハッキングによって、大切な個人情報や企業の大情報が盗まれてしまう危険があります。

また、車の運転や病気の診断など、A-IoTが私たちの日常生活にかかわりを持つようになります。実際、アメリカでは、自動運転の試験走行をしていて交通事故が起きてしまった例があります。

### A-IoT法務とは?

IoT法務を取り扱うには、法律の世界を現実のものにする「夢の技術」です。ただ一方で、A-IoTの技術が普及することで、今後様々な法律問題が起きるのではないかと懸念されています。

例えば、IoTは、様々なモノをネットワークにつないでしまうので、いわゆるハッキングによって、大切な個人情報や企業の大情報が盗まれてしまう危険があります。

また、車の運転や病気の診断など、A-IoTが私たちの日常生活にかかわりを持つようになります。実際、アメリカでは、自動運転の試験走行をしていて交通事故が起きてしまった例があります。

他にも、IoTで集めたデータの取扱いの問題や、知的財産の問題など、A-IoTには、様々な法律問題があります。

ホームページも  
ぜひ  
ご覧ください!

みお 神戸

弁護士  
羽賀 優樹  
Tomoki Haga

本コラム担当の弁護士の羽賀です。今回は、当事務所で実際に解決した交通事故の事例を紹介します。

**事故から弁護士事務所 来所に至るまで**

○さん 32歳 専業主婦の方

今回相談者

身の回りで関わる、知って得する法律の話。

# 交 通 事 故

○さんは、子どもの習い事の送り迎えのために自動車を運転して、途中、赤信号で停車していました。その時、前方をよく見ていたなかつた後方車が○さんの車に追突してしまいました。

○さんは、この事故で首に痛みを感じ、整形外科を受診したところ、頸椎捻挫と診断されました。事故から1ヶ月程はほとんど家事ができず、また、リハビリ等で6ヶ月間治療しましたが、首の痛みは完治しませんでした。そこで、後遺障害の申請をしたところ、14級9号の後遺障害書が認められました。

後遺障害が認められたことを受けて、保険会社からは示談金額についての連絡がありました。提示額は、約181万円でした。ただ、金額を見ても妥当なものであるか○さんはよく分かりませんでした。そこで、交通事故に詳しい弁護士に金額を

見てもらいたいと考え、当事務所に相談に来られました。

**依頼後の示談交渉**

保険会社から○さんへの提示額を見ると、交渉で増額になる可能性が高いと考えられました。そこで、示談金額が伸びる可能性が高いこと、弁護士費用を差し引いても手元に残る金額が増額になる可能性が高いことを○さんにお伝えし、示談交渉をご依頼いただきました。

保険会社から○さんへの提示額は約181万円でしたが、金額が低いのではないかと、交渉で増額になる可能性が高いと考えられました。そこで、示談金額が伸びる可能性が高いこと、弁護士費用を差し引いても手元に残る金額が増額になる可能性が高いことを○さんにお伝えし、示談交渉をご依頼いただきました。

(表1)	当初の提示額	最終示談額	倍率
休業損害	222,300円	859,000円	約3.9倍
入通院慰謝料	700,000円	800,000円	約1.1倍
逸失利益	449,000円	631,000円	約1.4倍
後遺障害慰謝料	440,000円	1,100,000円	約2.5倍
合 計	1,811,300円	3,390,000円	約1.9倍

## 弁護士からのコメント

交通事故に遭って、後遺障害が残り、保険会社から示談金額の提示を受けた後、当事務所で示談交渉を行った事例です。この事例は典型的な事例と言えるのですが、保険会社は被害者の方本人には低めの金額で提示をしています。そのため、弁護士が交渉すると、ほとんどの事例で、賠償金額が大幅に上昇します。なお、上昇する幅は事案によって様々で、上昇する見込みの金額によっては弁護士費用を考えると、弁護士に依頼しない方が得策ということもあり得ます。示談交渉での程度金額が増額になりそうか、増額幅は弁護士費用に見合うものか等も含めてご相談の際にお話をさせていただきます。交通事故の被害に遭って悩んでいる方がいらっしゃいましたら、一度弁護士にご相談いただければと思います。



保証人にまつわるトラブルは、保証人になつたことを忘れたころにやつてきます。お金を借りるとき、部屋を賃貸すると、就職するときなど、保証人を立ててください」といわれますが、保証人に対する迷惑をかけないよう頑張りますという意味ですので、債権者に対しては、なんの効力もありません。

まず、「絶対に迷惑をかけないから保証人になつてください」といわれても、このような約束は選挙の公約みたいなもので、絶対に迷惑をかけないよう頑張りますといふ意味ですので、債権者に対しては、なんの効力もありません。

保証人には「人的担保」といわれています。担保には「人的担保」と「物的担保」があります。たとえば、住宅ローンを借りるときに不動産に抵当権を設定しますが、これは**不動産を担保にお金を借りるので物的担保**です。質屋でお金を借りるときには、質草としてモノをもつていて、それを担保にお金を借りますが、**質草は「物的担保」**です。もしお金を返せなくなったら、住宅ローンなら不動産が売られてその代金から債権者は債権を回収しますし、質屋なら質流れとなつて、預けた質草は戻つてきません。

これに対して、「**人的担保**」というのは、保証人とは、「**人的担保**」といわれています。担保には「**人的担保**」と「**物的担保**」があります。たとえば、住宅ローンを借りるときに不動産に抵当権を設定しますが、これは**不動産を担保にお金を借りるので物的担保**です。質屋でお金を借りるときには、質草としてモノをもつていて、それを担保にお金を借りますが、**質草は「物的担保」**です。もしお金を返せなくなったら、住宅ローンなら不動産が売られてその代金から債権者は債権を回収しますし、質屋なら質流れとなつて、預けた質草は戻つてきません。

# 知らないと怖い法律の話

## ～保証人のお話～

代表弁護士  
澤田 有紀  
Aki Sawada

保証人を「質」に差し出します。債務者本人にきちんと債務を履行するように頑張るせるための保証人はいわば「人質」です。債務者本人が債権者に対して債務不履行があった場合は、保証人が責任を取ることになります。保証人とのことは通常「連帯保証人」のことですが、連帯保証の場合は、債務者本人に請求してくれ(催告の抗弁)も、「債務者本人は会社勤めで給料もらっているからまずは給料を差し押さえずは債務者本人に請求してくれ」(検索の抗弁)も、「保証人が2人いるから半分だけにしてくれ」(分別の抗弁)もありません。

中小企業や自営業の経営者が金融機関からお金を借りるときは必ず経営者が以前は、経営者に加えて、経営に関与している親族などの連帯保証を求めることができます。連帯保証になることを求められます。しかし、連帯保証になると債務者が破産というようになります。連帯保証の責任の重さに思い至らず、人が破産というようなこともあります。連帯保証の責任の重さに思い至らず、人が破産というようなこともあります。連帯保証してしまい、ひどい目に遭つたといふ話は巷によく聞きますが、中小企業の事業資金については、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」により、一定の歯止めがかかりました。

「息子が会社のお金を持ち逃げして、会社から身元保証人に請求された」というご相談を受けることがあります。保証期間が決める場合も5年を超える期間を設定することとはできません。また、被用者に問題がない場合は3年まで、保証期限を取り決める場合も5年を超える期間を設定することとはできません。

「息子が会社のお金を持ち逃げして、会社から身元保証人に請求された」というご相談を受けることがあります。保証期間が決める場合も5年を超える期間を設定することとはできません。また、被用者に問題がない場合は3年まで、保証期限を取り決める場合も5年を超える期間を設定することはありません。

「息子が会社のお金を持ち逃げして、会社から身元保証人に請求された」というご相談を受けることがあります。保証期間が決める場合も5年を超える期間を設定することとはできません。また、被用者に問題がない場合は3年まで、保証期限を取り決める場合も5年を超える期間を設定することはありません。

## 身元保証人の場合

また、民法改正(2020年施行予定)により、個人が保証人となる保証契約のうち、事業のために負担した資金等債務を主債務とする保証契約については、原則として保証人になろうとする者が一定の方式に従つて公正証書により保証債務を履行する意思を表示して行わなければ、效力を生じないとされています(改正民法465条の6)。

## 相続セミナーのご案内

相続に関してご興味のある方は、どなたでも無料でご参加いただけます。  
事前予約制となります。個別相談(初回30分無料)も大阪・京都・神戸事務所で  
随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。



### ●相続対策セミナー 無料

遺産を相続する際に気を付けたいこと、もめずに相続する方法、節税対策などについて分かりやすく解説します。

日時【場所】 1/10(木) 11時 [大阪]・2/28(木) 11時 [大阪]・3/18(月) 14時 [大阪]

### ●おひとり様セミナー 無料

老後に頼れる身内がいらっしゃらない方、将来おひとりになった時のことが心配な方などを対象に、成年後見制度や財産管理、任意後見契約の利用方法、遺言書の活用などについて分かりやすく解説します。

日時【場所】 1/31(木) 11時 [大阪]・2/18(月) 14時 [大阪]・3/14(木) 11時 [大阪]

### ●遺言書作成セミナー 無料

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

日時【場所】 1/17(木) 13時 [大阪]・2/7(木) 11時 [大阪]・3/25(月) 13時 [大阪]

### ●民事信託セミナー 無料

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

日時【場所】 1/21(月) 14時 [大阪]・2/13(水) 11時 [大阪]・3/4(月) 13時 [大阪]

## 編集後記 『平成』最後のお正月

弁護士 田村由起

皆様、新年あけましておめでとうございます。本年も「みお綜合法律事務所」を、そして「MIO PRESS」をどうぞよろしくお願いいたします。

『平成』最後のお正月を迎ましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。ずっと当たり前に続くような日々の中を生きているように感じていますが、『平成』という一つの時代が終わり、また新しい

時代が始まるのだと思うと、「今という時間を大切にしたい」と考えさせられます。

今年も、弁護士として、「MIO PRESS」編集長として、皆様に役立つ存在となれますよう精進いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。



-----キリトリ線-----

連絡先	お名前	フリガナ
住所	〒	

-----キリトリ線-----

お出しあげ下さい。



郵便はがき

-----キリトリ線-----

### 読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で30名様に、「みお綜合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)と澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をセットでプレゼントいたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/  
2019年3月31日(日)  
※当日消印有効

差出有効期間  
2019年12月  
31日まで

切手をはさずに

5 3 0 8 7 9 0  
1 6 4

料金受取人払郵便

大阪北局  
承認

2632

164

郵便はがき

-----キリトリ線-----

んびり過ごしていたが、日本でそれをやつたら5日目に新しく仕事が増やされるだけだと気が付いてやめた、ということが書かれていました。飽くまでもインターネットの情報ですので真偽のほどはわかりませんが、日本で残る6日をゆっくりさせてもらえる職場というのは確かに今のところ聞いたことがあります。

この話を読んだ際に、私の頭に浮かんだのは、「固定残業代制度」です。固定残業代制度をざっくり説明すると、毎月のお給料に一定時間数の残業代を加算して(含んで)支払われるというものです。これをすれば、会社側からすれば、毎月の残時間がその一定時間数を超えない限りは残業代の計算をせずともよくなり、事業作業が減るというメリットがあります。

残念ながら、あまりこの制度を理解なさつておられない一部の方は、固定残業代を支払えば何時間残業をしても給料は変わらないと思っておられ、実際そのように運用をなされている経営者の方もおられることがあります。ですが、そういったことはなく、一定時間数を超えると、その分は残業代を支払う義務はあります。で、どうしてインドの方の記事を読んだ際にこの制度を思い出したかというと、この

お給料 サポート インフォメーション リガサボ!

## 「固定残業代」について

社会保険労務士  
松山恭子  
Kyoko Matsuyama

固定残業代制度は想定している一定時間数よりも残業時間が少なかつたり、ゼロめ先が固定残業代制度を取り入れておられれば、6日はのんびりできないかもしれません。ですが毎日定時で帰つても、残業したのと同じだけの給料が支払われるので、少しだけがんばった甲斐が感じられるかもしれません。

です。ですから、もしこのインドの方のお勤

務時間に幸せだと考えていませんが、もしお

いて先が固定残業制を取り入れておられ

る場合、効率よく仕事をされると、こう

いったメリットがあるということを頭に置

いていただければと思います。

そして、この制度を取り入れておられる

経営者の方は、毎日早く帰る従業員様を、

優秀だと褒めてあげてください。少なくとも

その方が残業をすることでかかる経費

は削減できているはずです。何よりそ

んな効率よく仕事ができる従業員様は貴社

にとって一番の財産であるはずです。

間違つても、暇だから帰っているなどと

思われませんように。前出のインドの方の

ように、やる気を無くし、無駄にダラダラ

と仕事をする負債社員に早変わりしてし

まうかもしれませんよ。

お正月は祖母のお雑煮が楽しみだった記憶があります。もちろんお正月も。

そんな私も学生時代を京都で過りました。

現在は京都事務所で勤務し、何かと京都に縁があるので白味噌のお雑煮は未だチャレンジできていません。事務所の

ある京都駅周辺にもお雑煮を食べられる

お店がいくつかあるようですね。今年こそ

はどこかで食べてみようかなと思つてい

ます。お雑煮くらい作つたらという声も

聞こえて来そうです…。

お雑煮は豊作や室内安全を願いいただ

く食べ物のことです。今年が皆様に

とつて良い一年になりますよう今年も

どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、お正月と言えばお雑

煮ですが召し上がるました。どううか。

京都と聞えば「白味噌仕立て」のお雑煮

ですが、櫻町内で育つた私はお雑煮と言え

ば「やまし仕立て」。実家では鯛が、祖母

の家では穴子が入っていました。子供の頃、

お正月は祖母のお雑煮が楽しみだった記憶

があります。もちろんお正月も。

そんな私も学生時代を京都で過りました。

現在は京都事務所で勤務し、何かと京都に縁があるので白味噌のお雑煮は未だチャレンジできていません。事務所の

ある京都駅周辺にもお雑煮を食べられる

お店がいくつかあるようですね。今年こそ

はどこかで食べてみようかなと思つてい

ます。お雑煮くらい作つたらという声も

聞こえて来そうです…。

お雑煮は豊作や室内安全を願いいただ

く食べ物のことです。今年が皆様に

とつて良い一年になりますよう今年も

どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、お正月と言えばお雑

煮ですが召し上がるました。どううか。

京都と聞えば「白味噌仕立て」のお雑煮

ですが、櫻町内で育つた私はお雑煮と言え

ば「やまし仕立て」。実家では鯛が、祖母

の家では穴子が入っていました。子供の頃、

お正月は祖母のお雑煮が楽しみだった記憶

があります。もちろんお正月も。

そんな私も学生時代を京都で過りました。

現在は京都事務所で勤務し、何かと京都に縁があるので白味噌のお雑煮は未だチャレンジできていません。事務所の

ある京都駅周辺にもお雑煮を食べられる

お店がいくつかあるようですね。今年こそ

はどこかで食べてみようかなと思つてい

ます。お雑煮くらい作つたらという声も

聞こえて来そうです…。

お雑煮は豊作や室内安全を願いいただ

く食べ物のことです。今年が皆様に

とつて良い一年になりますよう今年も

どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、お正月と言えばお雑

煮ですが召し上がるました。どううか。

京都と聞えば「白味噌仕立て」のお雑煮

ですが、櫻町内で育つた私はお雑煮と言え

ば「やまし仕立て」。実家では鯛が、祖母

の家では穴子が入っていました。子供の頃、

お正月は祖母のお雑煮が楽しみだった記憶

があります。もちろんお正月も。

そんな私も学生時代を京都で過りました。

現在は京都事務所で勤務し、何かと京都に縁があるので白味噌のお雑煮は未だチャレンジできていません。事務所の

ある京都駅周辺にもお雑煮を食べられる

お店がいくつかあるようですね。今年こそ

はどこかで食べてみようかなと思つてい

ます。お雑煮くらい作つたらという声も

聞こえて来そうです…。

お雑煮は豊作や室内安全を願いいただ

く食べ物のことです。今年が皆様に

とつて良い一年になりますよう今年も

どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、お正月と言えばお雑

煮ですが召し上がるました。どううか。

京都と聞えば「白味噌仕立て」のお雑煮

ですが、櫻町内で育つた私はお雑煮と言え

ば「やまし仕立て」。実家では鯛が、祖母

の家では穴子が入っていました。子供の頃、